

★人材不足などにお悩みの中小企業の皆様★

# 女性活躍推進アドバイザーを活用しましょう！

— 女性活躍推進法に基づく行動計画の策定をお手伝いします —

女性が職場で能力を発揮し活躍できる社会を実現するため、女性活躍推進法が平成28年4月1日より施行されました。

従業員数300人以下の中小企業は一般事業主行動計画の策定・届出などが努力義務となっています。厚生労働省では、中小企業の女性活躍推進を支援することを目的として『中小企業のための女性活躍推進事業』を実施しています。人材確保の観点からも、女性活躍推進アドバイザーを活用し、積極的に取り組みましょう。

なお、300人以下の企業が女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出を行うと、各府省の行う**公共調達で加点評価**の対象となります。



## 事業のご案内

全国の『女性活躍推進アドバイザー(※)』が女性活躍推進法に基づく課題分析、行動計画策定、認定取得等についてきめ細やかに支援します。**いずれも無料**で実施しています。(※)女性活躍推進の分野における企業支援の専門家

### 電話相談・個別訪問支援

ご要望に応じて全国の女性活躍推進アドバイザーが電話または訪問により支援します

#### 【実施期間】

平成28年6月13日～平成29年3月10日

#### 【対象】

従業員300人以下の中小企業

#### 【お問い合わせ】

女性活躍推進センター

**Tel 03-3516-3100**

(土日祝日を除く平日午前9時～午後5時30分まで)

**Fax 03-3516-3101**

**メール [1boshi@psona.co.jp](mailto:1boshi@psona.co.jp)**

### 説明会の開催

女性活躍推進法の概要や、自社の課題分析や行動計画策定のポイントなど、分かりやすく説明します

#### 【実施期間】

平成28年7月～平成28年12月

開催日等の詳細はホームページをご覧ください

#### 【開催地】

全国47都道府県で1回ずつ

(東京・大阪・愛知では2回開催)

#### 【対象】

従業員300人以下の中小企業

事業の詳細についてはホームページをご覧ください。

**女性活躍推進センター（株式会社パソナ内）**

**ホームページ <http://1boshi.com/>**

(中小企業のための女性活躍推進事業は、厚生労働省から株式会社パソナへの委託により実施しています)



厚生労働省

ひと、くらし、  
みらいのために